

31 防災物品等に関連した火災

【関連章第8章4】

事例 「カーテンに着火したが防災物品のため延焼に至らなかった火災」

出火時分 2月 17時ごろ

用途等 複合用途（カフェー、飲食店等） 耐火造 9/1 延 1,500 m²

防火管理 該当選任あり 消防計画あり

被害状況 建物ぼや1棟 防災カーテン1枚 傷者1人

概要

この火災は、店舗建物の7階飲食店舗から出火したものです。

出火原因は、店舗の装飾用に使用しているろうソクを燭台に差せないことから、ろうソクを一部溶かすことで燭台に固定したため、時間の経過とともにろうソクが傾き、防災カーテンに接炎し出火したものです。店舗の従業員は、店内にいたところ、防災カーテンから炎が立ち上がっているのを発見しています。火災に気付いた従業員は、建物内に設置してある強化液消火器で初期消火を実施し、その後、119番通報を実施しています。

なお、本火災で傷者が1名発生しています。

教訓等

この火災では、ろうソクが傾いたことによりカーテンが焼損していますが、カーテンが防災物品であったこと、店内の従業員がすぐに火災に気づき、建物内に設置してあった強化液消火器ですぐに初期消火をできたことから延焼拡大を防いだと考えられます。

高層建築物や地下街、旅館、ホテル、病院など不特定

多数の方が利用する施設、工事中の建物等では、避難及び消火活動が困難であり、火災初期の抑制が非常に重要になることから、カーテン、じゅうたん、工事用シート等は防災物品の使用が消防法で義務付けられています。

「防災」とは燃えにくい性質のことであり、決して燃えないということではありませんが、火災の被害を軽減させるための身近な防火対策の一つとして非常に有効な手段です。



写真 31-1 出火箇所付近の状況



写真 31-2 防災カーテンの焼損状況